

議案第108号

北上市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

北上市準用河川占用料徴収条例（平成25年北上市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
占用物件	占用料		占用物件	占用料	
	単位	金額		単位	金額
電柱（支線及び支柱を除く。）	[略]	円 <u>390</u>	電柱（支線及び支柱を除く。）	[略]	円 <u>370</u>
電話柱（支線及び支柱を除く。）		<u>340</u>	電話柱（支線及び支柱を除く。）		<u>330</u>
その他の柱類		<u>34</u>	その他の柱類		<u>33</u>
[略]		[略]	[略]		[略]
通路		<u>340</u>	通路		<u>320</u>
広告看板類		<u>1,200</u>	広告看板類		<u>860</u>
工事用施設及び工事用材料置場類		<u>120</u>	工事用施設及び工事用材料置場類		<u>86</u>
地	[略]	[略]	地	[略]	[略]
下埋設物	外径0.07メートル以上0.1メートル未満	<u>21</u>	下埋設物	外径0.07メートル以上0.1メートル未満	<u>20</u>
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満	<u>31</u>		外径0.1メートル以上0.15メートル未満	<u>30</u>
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満	<u>41</u>		外径0.15メートル以上0.2メートル未満	<u>39</u>

トル未満	
外径0.2メートル以上0.3メートル未満	<u>62</u>
外径0.3メートル以上0.4メートル未満	<u>83</u>
[略]	[略]
外径0.7メートル以上1.0メートル未満	<u>210</u>
外径1.0メートル以上	<u>410</u>
その他のもの	<u>69</u>

備考 1 [略]

2 占用物件の面積又は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるとき（その面積又は長さが1平方メートル又は1メートル未満であるときを含む。）は、その端数を1平方メートル又は1メートルとして計算する。

3・4 [略]

トル未満	
外径0.2メートル以上0.3メートル未満	<u>59</u>
外径0.3メートル以上0.4メートル未満	<u>79</u>
[略]	[略]
外径0.7メートル以上1.0メートル未満	<u>200</u>
外径1.0メートル以上	<u>390</u>
その他のもの	<u>66</u>

備考 1 [略]

2 占用物件の面積又は長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるとき（その面積又は長さが0.01平方メートル又は0.01メートル未満であるときを含む。）は、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月28日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

固定資産評価額の評価替え及び道路法施行令の一部改正に伴い、準用河川占用料等を改正しようとするものである。